

第3回地域自治組織（大崎市流）検討小委員会 会議結果報告書

開催日時	平成16年 6月13日(日) 13:30~15:20					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者 -	副委員長 (古川市議会議長)	佐藤 清隆		委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	-
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	石村 明美	
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	米城 夏江	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎		委員 (三本木町住民代表)	栗原 和子	-
	委員 (松山町議会議長)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	小林 令子	
	委員 (三本木町議会議長)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (鹿島台町議会議長)	門間 忠		委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子	
	委員 (岩出山町議会議長)	遠藤 悟		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美	
	委員 (鳴子町議会議長)	中鉢 昇		委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議長)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子	
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (古川地方振興事務所)	千葉 修生	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 35 名・欠席者 2 名		
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭					
	事務局次長 千葉義明, 事務局次長 岡本 透, 事務局次長兼計画班長 千葉博昭					
	総務班: 班長 伊藤英一, 財政班: 班長 金森正彦, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他						
傍聴者	一般 11 名 ・ 報道関係 0 名(0 社)					
委員長の署名						

会議次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 第2回小委員会の意見整理について
 - (2) 地域自治組織(大崎市流)の検討について
地域自治組織の概要・組織図(案)と小委員会における検討範囲について
 - (3) 次回開催日程について
 - (4) その他
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

議事の概要

1. 開会・・・事務局 計画班 赤間主任(司会進行)
2. あいさつ・・・堀江委員長
3. 協議事項
 - (1) 第2回小委員会の意見整理について
堀江委員長・・・事務局へ資料の説明を要請。
事務局 千葉次長兼計画班長・・・第2回小委員会における各委員の発言を要点整理した資料を、項目ごとに説明した。
堀江委員長・・・前回小委員会の発言を要点整理した資料の説明があったが、欠落している意見があれば発言願う。
委員・・・なし。
堀江委員長・・・意見の要点については原案のとおりとする。
 - (2) 地域自治組織(大崎市流)の検討について
地域自治組織の概要・組織図(案)と小委員会における検討範囲について
堀江委員長・・・事務局へ資料の説明を要請。
事務局 千葉次長兼計画班長・・・本日の会議資料は、正副委員長会議で指導を頂きながらまとめたものであり、これを素案として検討頂き、中間報告としてまとめていきたいと考えている。法や規則に拘束されない独自の組織ということではあるが、今現在、合併関連の法律が成立したとはいえ、政令がまだ出ていない時期でもあり、法律を全く参考としないということではなく、法の具体的内容を見極めながら、取り入れるべき内容があれば取り入れ、更に充実したよりよい大崎市流をつくりあげるべきとの考えもあることから、中間報告がまとまった後も、更に細部にわたり検討することも念頭に検討頂きたいと説明した。また、P5の大崎市流住民自治組織イメージ図、P2～3の地域自治組織(大崎市流)の概要(骨子)、P4の本庁と(総合)支所と自治組織の段階的イメージについて、資料に基づき詳細な説明をした。
堀江委員長・・・中間報告検討素案について、委員へ意見を求める。
鹿野委員・・・前回の発言でも述べているが、中間報告をどこまで決めるのか、また決めたことを後に動かさないとすると、その先の検討が非常に困難になると予測される。現段階で考えられる範囲で、最大公約数によって決めることについて異論はないが、施行令などが決まっていない現段階で、根幹を絶対動かさないとすることで決めるのか、現段階で考えられる中間報告にするのかの問題がある。議会の議決は、中間報告を後に動かさないとすることでないと判断できないのか、現段階での中間報告で良とするのか、それが一番の問題となる。中間報告として現段階では良いということ一旦決めて、なおこの先は、議会の決定も含め、ワーキンググル

ープのみではなく、小委員会を継続して検討するべきであり、ワーキンググループの検討結果を最終的に誰がチェックするのかという問題もある。また、この中間報告については、議会でも様々な意見が出てくると思うので、その調整も背景に入れて考えるべきであるとの意見。

堀江委員長…ワーキンググループについては、そこで全て決めるのではなく、そこで検討された詳細部分を本小委員会で協議頂くという流れになる。本小委員会は12月まで存続することになっており、本小委員会で継続して検討することになる。また、この中間報告については、今後一言一句動かさないということではないと解釈しており、政令の関係もあるが、流動的な面もあるという理解をしながら検討頂きたいと回答。委員へ意見を求める。

中鉢(恵)委員…P4の本庁と支所と自治組織の段階的イメージについて、合併の始動期、運用期、安定期と移行することにより、最終的には総合支所が支所に縮小され、専門性が高いものは本庁に入っていくが、支所に残る市民サービスや事務が具体的にどういうものになり、また、広がっていく住民自治活動の中に、どういうものが入っていくのかが明確でないと、検討する上でイメージできないとの意見。

事務局 佐藤局長…このイメージ図は、3年サイクルくらいで、その都度見直しが必要であるというイメージであり、現段階で具体的な結論は持っていない。行政のスリム化という点については、今住民に望まれていることでもあり、例えば、公民館などの公共施設を地域住民自ら管理することなどを今後進めていくものと考えていると回答。

橋本委員…住民自治活動組織の中に、仮称まちづくり協議会と仮称地域づくり協議会を設置するという内容であるが、この仮称まちづくり協議会の設置根拠は条例に求めることになるのか質問。

事務局 千葉次長兼計画班長…見込みのとおりである。一般的な委員会、審議会等と同じような位置付けで、地方自治法による委員会的な組織として考えている。

佐藤(勝)委員…この地域自治組織は、合併の議決も含めて、議会でも重要な検討事項になることから、本日示されている骨子をこれで認めたとなると、今後、ワーキンググループや小委員会で変えられないということになるのか。これらの考え方を整理しておかないと、今後の検討において縛られることにもなるのではないかと意見。

事務局 佐藤局長…本日示している内容が骨子になるものと考えている。議決後に検討する部分については、それに枝葉をつけていくということである。また、政令などもこれから出てくるので、それらを引用した方がよりよいものになるものは参考にしていくということであると回答。

佐藤(勝)委員…骨子は今後変えないものとするのか。例えば、P3の(2)仮称地域づくり協議会の位置付けの中に、「まちづくり協議会のような必置義務としない。」とあるが、これまでの議論では小学校区単位という意見が多く、地域づくり協議会は住民自治の基本であると考え。まちづくり協議会があって地域づくり協議会がないということで、頭はあるが手足がないということになるのではないかと意見。

堀江委員長…小学校区が旧町に1つしかないところや、地理的に旧町単位で地域づくり協議会のような活動ができるというところについては、あえて設置を義務づける必要がないという考え方であると回答。

事務局 千葉次長兼計画班長…各町の実情があることから必置義務はないとしているが、これは住民組織なので条例で謳わないということになるかどうかは、議決後の細部検討により議論されるものと考えていると回答。

佐藤(勝)委員…地域づくり協議会が自治組織の主体というこれまでの考え方からすれば、骨子の中であまりにも粗末な感じを受けるとの意見。

堀江委員長…実質的な地域活動が活発に行われるところは地域づくり協議会ではあるが、組織形態は、協定項目のように必ず統一しなければならないものという受け止め方ではなく、地域の実情に合わせて緩やかに組織づくりをしていくという観点で理解願いたいと回答。

佐藤副委員長…三本木を例にすれば、これまでの自治的組織が直接まちづくり協議会に繋がる

イメージではなく、現在ある27の行政区が地域づくり協議会という位置づけになるのではないかと意見。

事務局 佐藤局長…地域づくり協議会は、各地域の判断で実情にあわせて設置ということにしていることから、「まちづくり協議会のような必置義務としない。」という文言は必要なかったと考える。よってP3の4行目「…地域の実情にあわせ設置を…」という部分を「…地域の実情にあわせ設置する。」とし、それ以降5行目までを削除して頂きたい。なお、文言については全体で整理させて頂くと回答。

堀江委員長…委員へ確認。

委員…了解。

堀江委員長…その他の意見を求める。

氷室委員…この地域自治組織は、合併の議決にも大きく影響するものであることから、本小委員会を立ち上げた経過があると記憶している。各市町が6月定例議会を向かえ、場合によってこれは合併議会であるとの思いがあるが、自治組織の骨子については、中間報告が決定するまで正式な形で流れないのか。6月27日の協議会で中間報告という流れになるようであるが、この辺の流れについて説明を願う。

事務局 千葉次長兼計画班長…6月27日の協議会で、第2回と第3回小委員会の開催報告を予定しており、また本日の協議結果で中間報告が良しとされるならば、27日の協議会で中間報告を提案することになる。本日の協議を更に小委員会で協議するということになれば、7月の上旬から中旬に開催する協議会までに、中間報告を更に小委員会で検討するという流れになると回答。

氷室委員…協議会へ中間報告する前に、各市町の議会に素案を提示することはできないということになるか質問。

事務局 佐藤局長…本日の協議結果にもよるが、協議の途中経過ということで提示することは問題ないとの回答。

三神委員…議会の立場で意見する。この骨子については、今後議会に示し、議会の意見も十分反映されるよう進められなければならないと考えることから、この骨子はあくまでも中間報告ということで流動的なものとすべきである。また、議決後の12月までの検討においても、議会の意見も聞きながらまとめていくべきであり、具体的には、大崎市流 住民自治活動組織という名称そのものについても意見を聞きながら、本小委員会で検討しなければならないと考えるとの意見。

佐藤副委員長…自治組織のあり方が議決のポイントであるということで、この自治組織検討小委員会を立ち上げ検討していることから、6月議会はともかく、議決の議会までは骨子を決めないと判断のしようがないということである。流動的であるということでは、議会の判断ができないということになるので、合併の議決前までには骨子を示さなければならないと考えるとの意見。

堀江委員長…三神委員から、今後の議会との関わりについての意見があり、また、佐藤副委員長から、骨子は合併の議決前に示すべきとの意見があった。名称も含めて議会に検討して頂きながら決めていくべきということについては、協議会から付託されて協議している本小委員会の立場からも、委員の意見を集約して協議会に諮り、各市町に示されるという流れであると考え。また骨子となる中間報告については、事務局の説明にもあったが、合併の議決前に協議会に示すということにはなると回答。

三神委員…合併議決前までに全てを決めることは不可能であると考え。あくまで中間報告として協議会で合意された結果を各議会に示し、議論しなくてはならないということであり、議決前に全てを決めるのは不可能ということであるとの意見

堀江委員長…そういうことであれば問題はないと回答。

鹿野委員…議会に判断して頂くとするならば、極端な話、これは新市における条例案であるので、条例案を出して初めて判断頂くことになる。しかし、本小委員会は条例案をつくる小委員

会ではなく、また条例案一步手前までつくるのかといっても、この自治組織はまだ成長途中である。今はっきりしていることは、審議会を設置しないということと、法人格を持った合併特別区は設置しないということであり、残りは3つに絞られると考える。それは地域自治区のうち、特別職の長を置くのか置かないのかという組織と、協議会そのものを理事制にし、委員の互選で長を選ぶという本日の案の組織であり、これらの3つを組み合わせたものやっこうというのが大崎流であると思う。法律によらないものでやっこうという流れにはなっているが、法律の施行令も決まっていけないので、それも決められない。よって7月の調印や議決までにその作業が全てできるかという大変なことである。そのような海のものとも山のものとも分からないものは議会で決められないとなると、それが種になって議論の分かれ目になってしまう。よって具体的な提案であるが、骨子とはなにかというところで、このまま持っていけば条例までもっていけるというのではなく、もっと緩やかな骨子を最大公約数で決める以外にないと思う。一番心配されるのは、1市6町の各議会で、これがはっきりしなければ、どうしても決めにくいという形になってくることであるが、条例までもっていけるものでないと審議できないという議会があったら、それにもどう応えようか知恵をまわさなければならないし、これくらいがギリギリのところであるという理解を頂かなければならないと考える。最初の話に戻るが、この道を歩めば条例ができるということまで、7月いっぱいにつくるのは大変であるので、そのもう少し手前の緩やかなものを骨子にする以外ないと思うとの意見。

佐藤副委員長・・・法律が具体化しないと出来ないという話であるが、委員の意見は、あくまで法にしばられず中身を充実させるべきとの意見であると思う。全体のイメージとなる骨子ができれば、それに基づいて条例が整備されていくものであり、法をにらんで検討するとなると現段階で骨子をつくるのは無理であるが、法にしばられない独自の組織とするならば可能であるとの意見。

鹿野委員・・・法によらない独自の組織ということで、この案でそのまま条例がつかれるなら大いによいと思うが、条例をつくるとなると、改正された地方自治法が基本となることから、それから逸脱したことはできない。本日の案の内容は、まちづくり協議会の委員を市長が任命し、これを特別職にしている。そして委員の互選により委員長を選ぶ。これも一つの民主的方法であり、大崎流でよいと思う。しかし、市長の諮問に答えるのは、通常、市長の附属機関であるが、この案の組織は自治組織そのものなので、各種審議会の類ではなく、附属機関ではない。また、委員を地方公務員非常勤特別職に任命するということまでではできるとして、一部事業主体で地域活動を行う組織の長の存在や決め方については、丁度理事制のようになってくる。法定の際、この辺を徹底的に議論しているが、そこが見えてこない。見えてこない中で、そこまで決めてしまうと、後の法律チェックの流れの中で、身動きできなくなる心配がある。しかし、せっかく正副委員長で本日の素案をつくりここまでできているものを、それが心配なのでやめなさいとなると、横槍を入れることになるのでそこまでは言わないが、この道を行けば必ず条例に到達できるというラインまでは行き難いのではないかという共通認識は持つ必要があるということである。小委員会の中間報告として提出することに異議はないが、大崎流の骨子とは何かといえ、法律でいうところの地域自治区と、法律によらない独自のものを混ぜ合わせたもので行くのが基本であり、それをイメージしていけばこういうものであるが、まだまだ検討の余地があるという認識はすべきである。議会で、成長途中のものでは議論できないと言われると、議論が分かれてしまうので、まだまだ変更の余地はあるし、これでいけば条例ができるということまでは、もう少し時間が掛かることだけは、どこの議会も14万市民にも理解頂かなければならないし、ややこしい話をしなければならぬところに辛さがあるという認識も共通で持つべきと思うとの意見。

堀江委員長・・・10分間休憩とする。

《休憩》

堀江委員長・・・再開する。休憩前に地方自治法との関係や新市での条例制定の関わりなどの意見があったが、住民活動が行いやすく、なおかつその位置付けをどうすべきかといった部分を多

方面からの関係も踏まえて、県の千葉委員に意見を求める。

千葉委員・・・合併手続きは時間が限られていることが大前提になっており、時系列で整理すると、現時点で新しい活動組織の骨子を固定するのは難しいと考える。特に事務局の案で示された中で、改正法に基づく部分だけであれば政令等の施行を待つということも言えるが、大崎市流という独自の発想も組み込んでいることから、条例で組織を構築することになる。合併3法の改正経過の中でも、国が法案の概要を出し、それに対する地方からの意見により、国で一部修正したかたちで法律が施行されたということは、今までにあまり例のないことだと感じており、このことは地方分権なり地方自治の確立ということと関係する方々の運動の賜物ではないかと思っている。したがって、その延長上でせっかく大崎市流という独自の案になっているので、是非独自色を出した自治活動組織にして頂きたいと思っている。現時点で新しい自治活動組織の仕組みを固めることができれば良いが、今の時点では難しい部分が多いため、弾力的に取り扱うしかないと考える。突き詰められて今後絶対に変更できないのかというような議論になると非常に答え辛い部分もあるとは思いますが、現時点では緩やかなものでしか議論できないのではないかと考えるとの意見。

遠藤委員・・・地域自治組織については、建設計画の小委員会の時から検討を重ねてきており、本小委員会の中でも各委員がそれぞれ意見を述べ、今回それらを見事に集約し反映させたかたちの概要とイメージ図が示されたことに、正副委員長と事務局に感謝をする。これをもって全てが完了したということではないという認識は皆さん持っているので、現段階で考えられる方向としてはこれ以外ないのではないかと思う。そして今後、より効果的なものにしていく努力を合併時まで積み重ねて、最終的な成案とした自治組織というものを練り上げていくべきと考える。これをもって議会で判断できないような内容かという決してそうではないと私は解釈している。またもう一点、イメージ図でいう住民自治活動組織という囲みの部分は、これまで地域自治組織と総称してきたが、今回示されている住民自治活動組織という総称は、法律に縛られるような組織ではないという大崎市流のアピールという点からも賛同している。大崎市流をつくるといっても、全く地方自治法等の法律を無視して進めていこうというわけではないので、それらも加味しながらより良いものをつくりあげていくという観点にたって考えた場合に、次回の協議会に報告する概要についてはこの案で良いと考えるとの意見。

佐々木委員・・・三本木の立場で意見する。本小委員会を立上げ、これまで検討した結果このような素案になったということで、三本木議会では、議員にその内容を知ってもらう必要があることから、今月22日に担当から説明を頂き、その後最終的に諮るということにしている。今ここで固定的な結論ということではなく、あくまでも中間報告ということで、この案でよいと考えるとの意見。

門間委員・・・自治組織本来の目的は、新市の行政体がどのような形で住民自治と団体自治との協働を図っていくかが大きなテーマであろうと考える。新市の行政運営のあり方については、協定項目によって定まっているが、それを具体的に政策として運用していく方法については、この地域自治組織も一つの手段として形の中に組み込まれるものであり、これから財政的に厳しくなる中で、住民自治の力を借りながら新市の運営を行っていくということが、住民自治活動組織のイメージの根幹となるものであると思う。そう言ったことから、今回この段階まで検討が進められ、ここに地方自治法の一部改正による地域自治区的なものを設けながら、場合によっては権限移譲や財源移転も行って、地域住民でやっていただけるものはやっていただくというような方向性が見出されて、そのことによって地域の住民自治の活力が出てきて、その結果経費の削減にもなっていくというようなかたちが望ましいと思うが、そのかたちをどのようにして行くかについては、新市が誕生して、さらに数年の後に、実際の行政活動の中で構築されていかなければならないものだろうと思う。したがって、現時点においては、このような案で協議会に中間報告として提示することはやむを得ない段階であると考えている。後は新市において市長の判断でどのような構成を築き上げていくか、議会がどう考えるか、その中で住民との関わりをこれらに則って決めていくことになろうと考えるとの意見。

堀江委員長…大分意見が集約されてきたようであるが、その他の意見を求める。

委員…なし。

堀江委員長…事務局から示された住民自治活動組織の概要及びイメージ図について、今後検討の余地はあるとしながらも、小委員会としての中間報告として良いか諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…原案のとおり中間報告とする。

(3) 次回開催日程について

堀江委員長…次回の開催について事務局に説明を要請。

事務局 千葉次長兼計画班長…本日中間報告について了承頂いたことから、次回の小委員会は構成市町の議会議決後に開催したいと説明。

堀江委員長…次回の開催は、議会議決後に改めて日程を調整することで良いか委員へ諮る。

委員…異議なし。

(4) その他

堀江委員長…その他について意見を求める。

委員…なし。

4 . その他…なし。

5 . 閉会あいさつ…佐藤副委員長

6 . 閉会…事務局 計画班 赤間主任